

再エネ支援策で先行する欧州から日本が次に学ぶべきことは何か？

丸山 真弘

大規模太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備（再エネ電源）の設備認定の急増を受け、複数の電力会社が再エネ電源の系統接続申込に対する回答を保留する事態が生じている。また、設備認定された再エネ電源が全て運開した際の賦課金額は、単年度で2兆7千億円を超えるとの試算が、総合資源エネ調の新エネルギー小委員会（新エネ小委）で示されている。

11月7日に開催された新エネ小委では、買取価格決定後に発電事業者のコスト低下につながる仕様変更があった場合には価格見直しを行い、買取価格の適用時期を設備認定時から接続契約時以降に移すことで、負担の適正化を図る案が事務局より示された。しかし、既に多くの再エネ電源が設備認定を受けている中、これら既認定設備も提案された見直しの対象としなければ、国民が負担する賦課金額の低下にはつながらない。

また、欧州に比べ買取価格が高すぎる中、価格改定が年一回しか行われたい状況に改めない限り、年度末の認定駆け込みは今後も同様に発生するだろう。当所では買取価格改定頻度を高めるとともに、今後の導入目標を踏まえた再エネ電源の導入上限を設定し、これを超える場合には設備認定を停止するといったことを指摘してきた。

しかし、小売のみならず、卸についても全面自由化されることが決まった中、卸市場とは別に、FIT（再生可能エネルギー電力固定価格買取制度）は卸の市場競争と整合的なものも議論される必要がある。以下では、欧州連合（EU）での動きを踏まえ、この点を検討する。

EUでは、加盟国による自国産業への保護競争が域内市場統合と、競争的な市場形成の妨げになるとして、公的資金による特定の産業や企業への支援（国家補助）を厳しく制限している。2014年4月に制定されたエネルギー・環境分野の国家補助ガイドラインでは、16年以降、固定価格での買取（FIT）ではなく、卸市場価格に再エネプレミアムを上乗せした価格での買取（FIP）か、英国で導入された差分契約方式（卸市場価格と別途定められた買取価格の差分を支払う契約）での買取（CFD-FIT）を求めている。

卸市場価格とは無関係に発電量に応じて再エネ事業者の収入が決まるFITとは異なり、FIPやCFD-FITでは、再エネ電源からの電力は卸市場に投入され、卸価格にプレミアムを加えた額が再エネ事業者の収入となる。EUは、低炭素化の実現を大きな政策目標の一つとし、その手段として再エネの大量導入を位置づけている。国家補助ガイドラインは、再エネに対する支援の必要性は認めつつも、低炭素化は競争を通じてより効率的に実現されるべきであり、卸市場と切り離された再エネ支援には問題があるとの考えに基づくものである。

当所はこれまで、再エネ導入支援は「出来るだけ少ない費用負担で出来るだけ多くの再エネ供給を得る」という、費用効率性の観点から行われるべきであると主張してきた。EU国家補助ガイドラインで示された再エネ支援の考え方は、当所の主張と整合的である。

ゼミナール (75)

ただ、F I PやC f D－F I Tによる再エネ支援は卸市場での競争に悪影響を全く与えないわけではない。両制度では、再エネ事業者も卸市場価格に応じ発電を判断するものの、別途プレミアムが支払われる。このため、F I Tと比べた悪影響は軽減されるが、従来の火力電源を卸市場から押し出すことになる。その結果、これらの電源は稼働率が低下し、収益が悪化する。このため、間欠性のある再エネ電源のバックアップのために必要である火力電源が収益の悪化により廃止されてしまうと、電力の安定供給が確保できないおそれが生じる。

欧州で導入が検討されている容量メカニズムは、このような収益の悪化した電源が廃止されることを防ぐ意味を持つ。しかし、既に当所が指摘してきたように、容量メカニズムを卸市場と整合的に設計することにも様々な課題が存在する。

これまで述べたような諸課題は、再エネ支援と市場メカニズムの整合性確保の難しさを改めて明らかにしている。自由化された競争的環境の下、何らかの支援策を実施するには、低炭素化の実現とコストの低減といった目的を明確にした上で、市場競争との整合性を最大限に確保し、効率的な形で実現を図ることが必要である。

電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員

丸山 真弘／まるやま まさひろ

1990年電力中央研究所入所、上席研究員。専門は電気事業法制度論、コーポレート・ガバナンス論。